

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和2年5月29日付.保医発0529第1号及び第3号.令和2年6月1日適用)及び厚生労働省保険局医療課長発通知(令和2年6月2日付.保医発0602第2号.令和2年6月2日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎ 新たに保険収載された検査項目(令和2年6月1日適用)

項目名	保険点数	区分
ロイシンリッチα2グリコプロテイン	276点※	区分番号「D003」 糞便検査 (尿・糞便等検査)

血清を検体として、ロイシンリッチα2グリコプロテインを潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合は、区分番号D003糞便検査の「9」カルプロテクチン(糞便)の所定点数を準用して3月に1回を限度として算定できる。

ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

ア 潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として、区分番号D003の「9」カルプロテクチン(糞便)又は区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

イ ロイシンリッチα2グリコプロテインを測定する場合は、当該検査にかかる判断料については、区分番号「D026」検体検査判断料の4 生化学的検査(I)判断料を算定する。

※実施料はカルプロテクチン(糞便)の点数(276点)を準用し、判断料は生化学的検査(I)の血液化学検査の点数(144点)を算定する。

● 6月15日(月)より受託開始

依頼コードNo.13483 LRG(ロイシンリッチα2グリコプロテイン)

新規受託項目Information No.2020-26をご参照ください。

◎ 算定できる検体種類が拡大された検査項目(令和2年6月2日適用)

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2 核酸検出 (唾液検体によるもの)	1800点 (検査委託) 1350点 (検査委託以外)	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

(1)～(16) (略)

(17) SARS-CoV-2 核酸検出は、(検体の種類に関する記載を削除)国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の検出(COVID-19の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し COVID-19の診断を目的として行った場合又は COVID-19の治療を目的として入院している者に対し退院可能か

どうかの判断を目的として実施した場合に限り算定できる。(中略)なお、検査に用いる検体については、国立感染症研究所が作成した「2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル～2020/06/02 更新版～」を参照すること。(中略)

COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年5月29日健感発0529第1号)の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、～(略)

*下線の部分が変更されました。

● 検査のご依頼につきましては、弊社営業担当にご相談ください。

◎ 新たに測定方法が追加された検査項目(令和2年6月1日適用)

項目名	保険点数	区分
HIV-1核酸定量	520点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

ア HIV-1核酸定量は、PCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、～

イ (略)

*下線部の測定方法が追加されました。

● 新規測定方法については弊社受託未定

なお、弊社のHIV-1核酸定量用の検査としては、リアルタイムPCR法(依頼コード No.05148)を受託中ですので、ご利用ください。

◎ 新たに保険収載された検査項目(令和2年6月1日適用)

項目名	保険点数	区分
METex14遺伝子検査	5000点	区分番号「D004-2」 悪性腫瘍遺伝子検査 (遺伝子関連・染色体検査)

1 肺癌患者の組織を検体とする検査

D004-2の1 悪性腫瘍遺伝子検査の注釈(4) アに下線の項目を追加する。

ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査、METex14遺伝子検査

2 肺癌患者の血漿を検体とする検査

D004-2の注釈に次を加える。

(13) 肺癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングによりMETex14遺伝子検査を行った場合は、本区分の「1」の「口」処理が複雑なもの所の定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。

ア 本検査(肺癌患者の血漿を検体とする検査)の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、肺癌におけるMETex14遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定できる。

イ 本検査の実施にあたっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載すること。

ウ 本検査と、肺癌の組織を検体とした肺癌におけるMETex14遺伝子検査を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

エ 本検査と、肺癌の組織を検体とするMETex14遺伝子検査以外の検査を併せて行った場合には、悪性腫瘍遺伝子検査の「口」の「注2」の包括規定を適用し、本検査を含めた検査の項目数に応じた点数により算定する。

● 弊社受託未定